附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この条において同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下この項において「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在インド日本国大使（カルナータカ州の区域を管轄する場合に限る。）	在ベンガルール日本国総領事
在ヨルダン日本国大使（イラク共和国の区域を管轄する場合に限る。）	在イラク日本国大使

2　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域からそれぞれの下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域からそれぞれの上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域とそれぞれの下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

インド（在コルカタ、在チェンナイ及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄区域並びにカルナータカ州の区域を除く。）	インド（カルナータカ州の区域に限る。）
ヨルダン・ハシェミット王国	イラク共和国

○総務省令第三号

外務省令第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第二項の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令（平成十一年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「財団法人交流協会（」を「公益財団法人日本台湾交流協会（」に改め、第二号中「、台南県」及び「、高雄県」を削り、「財団法人交流協会」を「公益財団法人日本台湾交流協会」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○財務省令第八十五号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十六条の四第二項中「市町村長」の下に「その他相当な機関」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○財務省令第八十六号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条及び関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年一月一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

文部科学大臣　松野　博一